

公の施設の指定管理者の指定の件（自転車等駐車場）

令和2年（2020年）11月27日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称及び位置並びに指定管理者
別表のとおり
- 2 指定期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(理由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、自転車等駐車場の指定管理者を指定するため、本案を提出する。

別表

名 称	位 置	指 定 管 理 者
札幌駅5・5自転車等駐車場	札幌市中央区北5条西5丁目	札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ (代表団体) 札幌市中央区北12条西23丁目2番5号 株式会社札幌振興公社 代表取締役社長 板垣 昭彦 (構成団体) 札幌市中央区北5条西12丁目2番地 株式会社ベルックス 代表取締役社長 梶野 弘毅 (構成団体) 札幌市中央区南4条西13丁目1番8号 株式会社キタデン 代表取締役 伏木 進 (構成団体) 札幌市西区琴似3条3丁目1番47号ブランシュール1-E 北海道自転車軽自動車商業協同組合 理事長 服部 好泰
北6西1自転車等駐車場	札幌市北区北6条西1丁目	
札幌駅北口自転車等駐車場	札幌市北区北7条西3丁目	
北5西1暫定自転車等駐車場	札幌市中央区北5条西1丁目	
北4西1南側路上第1自転車等駐車場	札幌市中央区北4条西1丁目	
北4西1南側路上第2自転車等駐車場	札幌市中央区北4条西1丁目	
北4西2南側路上第1自転車等駐車場	札幌市中央区北4条西2丁目	
北4西2南側路上第2自転車等駐車場	札幌市中央区北4条西2丁目	
北4西3北側路上第1自転車等駐車場	札幌市中央区北4条西3丁目	
北4西3北側路上第2自転車等駐車場	札幌市中央区北4条西3丁目	
北4西5西側路上自転車等駐車場	札幌市中央区北4条西5丁目	
北4西5東側路上自転車等駐車場	札幌市中央区北4条西5丁目	
札幌桑園停車場緑道路上自転車等駐車場	札幌市中央区北5条西6丁目	
北6西2高架下自転車等駐車場	札幌市北区北6条西2丁目	